

寄附不当勧誘防止法について

2023年1月

第210回臨時国会において、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（寄附不当勧誘防止法）が成立した（令和4年法律105号。2022年12月10日成立。以下「本法」という）。これは、法人や団体等による不当な勧誘により高額な献金等の寄附をさせる行為の規制を主な目的としている。

本法は、2022（令和4）年12月16日に公布され、2023（令和5）年1月5日に施行された。ただし、4条3号（⇒3(1)③）・4号（⇒3(1)④）及び8条（寄附の意思表示の取消し）のうち両号に係る部分については、2022年6月1日に公布された「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律59号）の施行日である2023年6月1日から施行される（本法附則1条1号）。また、5条（借入れ等による資金調達要求の禁止）、第2章第2節（違反に対する措置等）及び第6章（罰則）については、公布の日（2022年12月16日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（本法附則1条2号）。

本法の内容は、本書第6章・第7章・第9章・第10章のそれぞれに関わる広範な範囲に及ぶため、さしあたり上記の各章の記述とは独立する形でその内容を紹介する。

（注） 本稿において引用する消費者契約法の条文番号は、上記の「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律59号）による改正後のものである。

1 対象

本法は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、そのような勧誘を行う法人等に対する行政上の措置や罰則を定めることにより、消費者契約法（消契法）と相互に働きかける形で、寄附の勧誘を受ける者（被勧誘者）の保護を図ることを目的とする。また、本法は、宗教法人や宗教団体に対する高額な寄附の不当な勧誘が行われている状況をふまえて立法されたものであるが、同法の「法人等」は、宗教法人に限らず、広く法人または法人でない社団・財団（ただし、代表者もしくは管理者の定めがある社団・財団）を対象とする（本法1条）。

さらに、ここでいう「寄附」とは、事業者ではない個人が法人等やそれ以外の第三者に無償で財産権を移転する契約を締結する場合（本法2条1号）と無償で財産上の利益を供与する単独行為をする場合（同条2号）の双方を含む。

2 寄附の不当勧誘の防止①——配慮義務

法人等は、寄附の勧誘を行う際に、次の①～③の事項に十分に配慮する義務を負う（本法3

条)。

《配慮義務の内容》

① 自由意思の抑圧・適切な判断の困難化の回避

自由な意思を抑圧し、寄附に関する適切な判断が困難な状況に陥らないようにすること。

② 生活維持の困難化の回避

寄附により、寄附者本人・配偶者・親族（寄附者が扶養義務を負う者のみ）の生活の維持を困難にしないようにすること。

③ 法人等を特定する事項の明示の要請＋寄附財産の使途に関する誤認の回避

寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明示するとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようにすること。

いずれも「十分に」配慮すること、すなわち、一般的な配慮にとどまらず、より厳格な注意をもって配慮することが求められる。

法人等が上記①～③の配慮義務に違反し、寄附の勧誘を受ける個人の権利に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、さらに同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、内閣総理大臣（ただし、消費者庁長官に権限を委任〔本法14条〕）は、法人等に対してその遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができ（本法6条1項）、法人等がこれに従わないときはその旨を公表することができる（同条2項）。また、勧告に必要な範囲で、法人等に対し、上記①～③の配慮の状況に関して必要な報告を求めることができる（同条3項）。

なお、本法では、この配慮義務に違反した場合の民事的な効果に関する規定はない。しかしながら、配慮義務に違反する行為は民法上も違法になると考えられるため、その違反を理由として、公序良俗違反による無効（民90条）を主張し（⇒本書第8章〔114頁〕及び第9章〔130～132頁〕を参照）、また、不法行為に基づく損害賠償責任（同709条以下）を追及することが可能となる（⇒本書第9章〔141～143頁〕参照）。

3 寄附の不当勧誘の防止②——禁止行為

(1) 不当勧誘の禁止と寄附の意思表示の取消し

法人等は、寄附の勧誘を行う際に、次の①～⑥の行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない（本法4条）。

《不当勧誘の禁止の内容》

① 法人等（の関係者）の不退去（1号）	※消契法4条3項1号と共通
② 法人等（の関係者）による退去妨害（2号）	※消契法4条3項2号と共通
③ 勧誘目的秘匿による退去困難な場所への同行（3号）	※消契法4条3項3号と共通
④ 威迫する言動を交えた連絡妨害（4号）	※消契法4条3項4号と共通
⑤ 恋愛感情等を利用した関係破綻の告知（5号）	※消契法4条3項6号と共通
⑥ 靈感等の知見を用いた告知（6号）	※消契法4条3項8号と共通

法人等が上記の①～⑥に違反する行為をしたことにより、勧誘を受けた個人が困惑して行った寄附に係る契約に関する意思表示または単独行為をする旨の意思表示は取り消すことができる（本法8条1項）。

上述したように、不当勧誘として禁止されている内容は、消契法4条3項のうち、5号・7号・9号・10号を除く部分と共通する。それゆえ、寄附が消費者契約に該当する場合には、本法ではなく消契法の規定が適用される（本法8条1項第2かっこ書）。また、本法の第三者対抗要件（本法8条2項）、寄附の媒介者または代理人が禁止行為をした場合の対応（同条3項・4項）及び取消権の行使期間（9条）については、消契法（それぞれ、消契法4条6項、5条1項・2項、7条1項）と同様の規定が設けられている（⇒消契法の規定については、本書第7章〔101～104頁〕及び有斐閣ウェブサイト掲載の「補遺① 令和4年12月の消費者契約法等改正について」を参照）。

なお、4条に違反する行為があった場合は、2で述べた配慮義務と同様に、その違反を理由として、民法上の公序良俗違反による無効の主張や不法行為に基づく損害賠償責任の追及をすることも可能である。

(2) 借入れまたは生活に不可欠な不動産等の処分による資金調達の要求の禁止

法人等は、寄附の勧誘を行う際に、寄附者が次の①または②(a)・(b)に掲げる行為をすることにより寄附をするための資金調達をするように要求してはならない（本法5条）。

《寄附をするための資金調達の方法として寄附者に要求することが禁止される行為》

- ① 借入れ（5条柱書）
- ② 以下の不動産等の処分
 - (a) 寄附者本人・配偶者・親族（寄附者が扶養義務を負う者に限定〔(b)も同様〕）の現に居住している建物とその敷地（1号）
 - (b) 寄附者が営む事業であって、寄附者本人・配偶者・親族の生活の維持に不可欠なものの用に供している土地・その上の権利・建物その他の減価償却資産のうち、事業の継続に不可欠なもの（2号）

(3) 禁止行為に違反した場合の行政上の措置・罰則

内閣総理大臣（ただし、消費者庁長官に権限を委任〔本法14条〕）は、上記(1)(2)に関して特に必要と認めるときは、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況について必要な報告を求めることができる（本法7条1項）。この報告をしなかったとき、または虚偽の報告をしたときは、法人等に罰則が科される（本法17条）。

また、内閣総理大臣は、禁止事項に違反していると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、法人等に対して当該行為の停止その他必要な措置をとるべき旨の勧告ができ（同条2項）、法人等が正当な理由なくその措置をとらなかったときは、それをとるように命令することができる（同条3項）。この命令をしたときは、内閣総理大臣は、その旨の公表が義務づけられる（同条4項）。さらに、この命令に違反したときは、法人等に罰則が科される（本法16条）。

なお、5条に違反した場合の民事的な効果に関する規定はないが、**2**で述べた配慮義務と同様に、その違反を理由として、民法上の公序良俗違反による無効の主張や不法行為に基づく損害賠償責任の追及をすることが可能である。

4 扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の特例

(1) 前提

3(1)で述べたように、4条に違反した行為により寄附者が困惑して寄附をした場合には8条1項により当該寄附を取り消すことができるが、取消権を行使できるのは、原則として寄附者本人である。しかしながら、寄附者本人が取消権を行使しない場合であっても、例えば、高額な寄附をしたことにより配偶者・子・親族の生活が脅かされるときは、配偶者・子・親族のもとに財産を取り戻すことが求められる。

これに対応するためには、寄附者が法人等に対して有する取消権を、債権者代位権（民423条1項）を行使して代位行使することが考えられる。一般には、取消権も代位行使の対象となる「被代位権利」となると考えられているが、債権者代位権は自己の債権を保全するための権利である以上、これを行使するためには、その保全すべき債権、すなわち「被保全債権」が必要となる。

(2) 期限到来前の定期金債権に対する債権者代位権の行使に関する特例

本法では、上述した被保全債権として、扶養義務等に係る定期金債権を想定した特例が設けられている。

ここでいう扶養義務等に係る定期金債権とは、①夫婦間の協力・扶助義務（民752条）、②夫婦間の婚姻費用分担義務（同760条）、③離婚後の監護者による監護義務（同766条〔同条を準用する場合を含む〕）、④親族間の扶養義務（同877条～880条）に係る確定期限の定めのある定期金債権を指す（本法10条4項）。例えば、寄附者の配偶者や子が、寄附者に対して有する婚

姻費用や養育費等に関する月々の一定の時期に支払を請求する権利（請求権）がこれに当たる。

民法上は、債権者は、被保全債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使できないとされているが（民423条2項本文）、本法では、上記の定期金債権の「確定期限が到来していない部分」であっても、その保全の必要があるときは、債務者である寄附者が法人等に対して有する本法8条1項及び消契法4条3項（ただし、1～4号・6号・8号に限定）の取消権、さらにその取消権の行使により生じた寄附による給付の返還請求権を代位行使できる（本法10条1項）。裏を返していえば、定期金債権の「確定期限が到来している部分」で、その保全の必要があるときは、民法上の債権者代位権の規定をそのまま適用して上記の被代位権利を代位行使できることになる。なお、いずれの場合も、上述したように定期金債権保全の必要性の存在、すなわち寄附者である債務者が「無資力」であることが要件となる。

ところで、後者の「確定期限が到来している部分」については、民法423条の3により、債権者である配偶者・子・親族は、法人等に対して寄附として支払われた金銭等を自らに直接引き渡すように請求できる。これに対して、前者の「確定期限が到来していない部分」には、同条の適用が排除され、法人等に対しては、債務者である寄附者に返還すべき金銭等を供託所（法務局等）に供託させることができるにとどまる（本法10条2項）。なお、供託をした法人等は、遅滞なく債権者である配偶者・子・親族及び債務者である寄附者に供託の通知をしなければならない（同条3項）。

以上のように、寄附者の家族が財産を取り戻すための制度は用意されたが、実際に家族だけで定期金債権の算定やその支払請求権の行使を求めることは難しい。また、未成年の子が親権者の高額な寄附によって生活が困難になっている場合に取消権や寄附の返還請求権を代位行使するためには、かなり複雑な法的手続を必要とする。そこで、国には、日本司法支援センター（法テラス）と関係機関・関係団体等との連携強化を図り、利用しやすい相談体制の整備を行う等、寄附者やその家族に必要な支援をするための施策を講じる旨の努力義務が課されている（本法11条）。

以上